

# マイナンバーをお忘れなく!

問 仙北市税務課（田沢湖町舎）☎43-1117

## 市県民税などの申告は3月15日水までです

### 忘 れずに申告しましょう

令和5年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中（令和4年1月1日から12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。

申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センター・名出張所の窓口に備え付けますので、3月15日㈬までに申告してください。

なお、2月3日㈮から3月15日㈬まで12・13ページに掲載の日程表のとおり申告相談日を設けますので、「利用ください」（この期間中は、税務課、各市民センター・名出張所の窓口では受付を行わない）注意ください。

### 必 要な資料を「準備ください

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるもの。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できない」とあります。

## 次 のいざれかに該当する方は原則市県民税の申告は必要ありません

- ① 税務署へ確定申告書を提出する方
- ② 1か所からの給与/収入のみの方で、そのほかに収入がなく、勤務先で年未調整を済ませた方
- ③ ただし、年末調整（社会保険料等控除、配偶者・配偶者特別控除、扶養控除、生命保険・地震保険料控除、2年以内の住宅借入金等特別控除）で調整手続きが完了した控除以外の控除または、控除の修正・追加などの適用を受けようとする方は申告していくださう（e-Taxがおすすめです）。
- ④ 公的年金収入のみの方で、令和4年中の収入が148万円以下の方

- ① 税務署へ確定申告書を提出済みであって、配偶者控除または扶養控除以外の申告する控除がない方。
- ② ただし、各種控除の適用などを受けようとする方は申告していくださう（e-Taxがおすすめです）。

## 農業や事業を営んでいる方へ

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告していくださ。

農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていらない場合は申告相談をお受けできません。

申告書などの用紙について  
名庄舎・名出張所の窓口に1月下旬から備え付けますので、「利用ください」（この期間中は、税務課、各市民センター・名出張所の窓口では受付を行わない）注意ください。

### 申告書などの用紙について

名庄舎・名出張所の窓口に1月下旬から備え付けますので、「利用ください」（この期間中は、税務課、各市民センター・名出張所の窓口では受付を行わない）注意ください。

### 必 要な資料を「準備ください

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるもの。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できない」とあります。

## 申告相談に持参するもの

### ① 申告する方全員のマイナンバーがわかるもの

▼マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいざれか

### ② 申告する方全員の本人確認・身元確認ができるもの

▼マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

### ③ 収入額などを証明するもの

▼給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの  
▼農業所得を含む事業所得者は、収支内訳書および領収書や帳簿類  
▼その他の所得がある方は、収入額を証明するものと必要経費がわかるもの

### ④ 各種控除の適用を取ける際の証明となるもの

▼健康保険料、健康保険税、国民年金保険料、介護保険料の領収書など  
▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書  
▼障害者手帳、学生証などの証明書  
▼福祉事務所で発行する認定書（寝たきりなどによる介護を要する方）  
▼医師などが発行する証明書（おむつなどを使う必要がある方）  
▼寄付金の領収証など

### ⑤ e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの（取得されている方のみ）

▼「源泉徴収票」原本の提示による確認  
▼「源泉徴収票」原本の添付が義務付けられています（e-Taxの場合は添付不要ですが、確認のため原本の提示はしていただきます）。  
ない場合は還付が受けられませんので必ず事業所などから交付を受けてから申告相談にお越しください。

### ⑥ 税務署から送付された「確定申告書用紙」または「確定申告のお知らせ」はがき

▼「所得税の還付を受ける場合」  
医療費控除を受けた場合は、「医療費控除の明細書」の提出が必要になります。「医療費領収書1枚」とではなく、「医療を受けた方」「病

料・受取保険金・譲渡所得（土地、家屋を売った）などの収入がある方は申告をしなければなりません。

※**公的年金等に係る確定申告不要制度**に係る年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ**公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下**（0円除く）である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、**市県民税の申告が必要**です（注意ください）。

### ぜひ「利用ください！」

申告しないと、公館住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。また、非課税年金（障害年金、遺族年金など）受給者についても申告が必要です。

申告しないと、公館住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。また、非課税年金（障害年金、遺族年金など）受給者についても申告が必要です。



### e-Tax

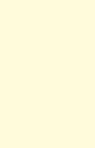
国税庁と仙北市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax（電子申告）」の利用を推進しています。  
申告する方の利便性向上、さらには新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、ぜひ「利用ください」。



### 01 簡単に作成！



### 02 電子で送信！



詳しいは国税庁ホームページ  
ページ（<https://www.e-tax.nago.jp/>）を「確認ください」。



# 令和5年市県民税 申告相談 日程表 ▶ 2月3日㈮～3月15日㈰

① お願い 今年も、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、1日の申告相談受付人数に制限を設け、対象地区ごとに日数・人数を調整していますので、できるだけお住まいの地区相談会場で申告をお願いします。

日	月	火	水	木	金	土
受付日時 <b>3月</b>	1 8:45から 15:30まで	2 8:45から 15:30まで	3 8:45から 15:30まで	4 実施しません		
対象地区 西明寺・白岩地区全域 角館交流センター	西明寺・白岩地区全域 角館交流センター	西明寺・白岩地区全域 角館交流センター	雲沢地区全域 角館交流センター			
午前制限人数 75人 65人	65人	65人	95人 55人	85人		
午後制限人数						
受付日時 <b>5</b>	<b>6</b> 8:45から 15:30まで	<b>7</b> 8:45から 15:30まで	<b>8</b> 8:45から 15:30まで	<b>9</b> 8:45から 15:30まで	<b>10</b> 実施しません	<b>11</b> 実施しません
対象地区 雲沢地区全域 角館町内全域 角館交流センター	雲沢地区全域 角館町内全域 角館交流センター					
午前制限人数 90人 75人	100人 95人	95人 85人	110人 110人			
午後制限人数						
受付日時 <b>12</b> 8:45から 15:30まで	<b>13</b> 8:45から 15:30まで	<b>14</b> 8:45から 15:30まで	<b>15</b> 8:45から 15:30まで	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>18</b>
対象地区 角館町内全域 角館交流センター						
午前制限人数 125人 105人	110人 90人	90人 80人	80人 60人			
午後制限人数						

**番号札を配布します**  
**8時15分から** 番号札を配布します。「午前の部」の番号札がなくなり次第、「午後の部」の番号札を配布します。  
※先着順で配布することをご了承願います。  
※12時から13時までは申告相談を実施しません。

- 今** 年も新型コロナウイルス感染症対策を行います
- 会場の「密閉」、「密集」、「密接」を防ぎ、申告する方を分散化し、ほかの人との距離を確保するため、1日あたりの申告相談受付人数に制限を設けます。なお、制限人数に達した場合は、後日再来場をお願いします。
  - 来場される方は、原則マスクを着用し、非接触型体温計での検温、手指アルコール消毒をお願いします。  
※発熱症状がある方は入場をお断りします。また、感染予防が困難な状況となった場合、会場を閉鎖することがあります。
  - 待合室の待合人数を最少人数とするため、車で来場した方については車での待機をお願いすることができます。順番が来たときには携帯電話にご連絡させていただくため、受付の際に携帯電話番号をお聞きしますので事前に自身の携帯電話番号を控えておいてくださいようお願いします。



**制限人数を超えた場合**  
仙北市の公式LINE【税情報】でお知らせしますので、登録をお願いします。

友だち追加は左記の二次元コード  
またはID検索「@city.sembooku」から

日	月	火	水	木	金	土
受付日時 <b>2月</b>	1 9:00から 14:30まで	2	3 9:00から 14:30まで	4 実施しません		
対象地区 田沢地区全域 田沢交流センター	田沢地区全域 田沢交流センター					
午前制限人数 70人	50人					
受付日時 <b>5</b>	<b>6</b> 8:45から 15:30まで	<b>7</b> 8:45から 15:30まで	<b>8</b> 8:45から 15:30まで	<b>9</b> 8:45から 11:45まで	<b>10</b> 実施しません	<b>11</b> 実施しません
対象地区 生保内地区全域 田沢湖総合開発センター						
午前制限人数 100人 90人	105人 95人	85人 80人	85人 80人	50人 -		
受付日時 <b>12</b> 8:45から 15:30まで	<b>13</b> 8:45から 15:30まで	<b>14</b> 8:45から 15:30まで	<b>15</b> 8:45から 15:30まで	<b>16</b> 8:45から 11:45まで	<b>17</b> 9:00から 14:30まで	<b>18</b> 実施しません
対象地区 神代地区全域 就業改善センター						
午前制限人数 85人 80人	85人 75人	85人 70人	60人 -	60人 40人		
受付日時 <b>19</b> 実施しません	<b>20</b> 9:00から 15:30まで	<b>21</b> 9:00から 11:45まで	<b>22</b> 8:45から 15:30まで	<b>23</b> 実施しません	<b>24</b> 8:45から 15:30まで	<b>25</b> 実施しません
対象地区 桧木内地区全域 桧木内地区公民館	桧木内地区全域 桧木内地区公民館	西明寺地区全域 西木総合開発センター	西明寺地区全域 西木総合開発センター			
午前制限人数 75人 65人	70人	100人 85人	100人 85人			
受付日時 <b>26</b> 実施しません	<b>27</b> 8:45から 11:45まで	<b>28</b> 8:45から 15:30まで				
対象地区 西明寺地区全域 西木総合開発センター	西明寺地区全域 西木総合開発センター	西明寺・中川地区全域 角館交流センター				
午前制限人数 80人 -	90人	70人				